

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-21 【 省 略 】</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1～3【省略】</p> <p>4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5 <u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p>6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>また</u>は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を公衆の<u>見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u></p> <p><u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</u></p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-21 【 省 略 】</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1～3【省略】</p> <p>4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</u></p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>又</u>は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が<u>見</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>【新設】</p>	<p>字句修正 字句追加</p> <p>字句修正</p> <p>再生資源利用計画についての項目を新設 番号の修正 字句修正</p> <p>再生資源利用計画についての項目を新設</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>8 <u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第6項再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「第6項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p>9 <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>10～12 【省略】</p> <p>1-1-23～1-1-25 【省略】</p> <p>1-1-26 工事完成検査 1～2 【省略】 3 検査員は、監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)～(2) 【省略】 <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 4～5 【省略】</p> <p>1-1-27 出来形検査 1～2 【省略】 3 <u>検査員は、監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</u> <u>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</u> <u>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</u> <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 4～5 【省略】</p> <p>1-1-28～1-1-31 【省略】</p> <p>1-1-32 工事中の安全管理 1～8 【省略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、<u>施工者名</u>及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p>	<p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>6～8 【省略】</p> <p>1-1-23～1-1-25 【省略】</p> <p>1-1-26 工事完成検査 1～2 【省略】 3 検査員は、監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)～(2) 【省略】 <u>【新設】</u> 4～5 【省略】</p> <p>1-1-27 出来形検査 1～2 【省略】 3 <u>【新設】</u></p> <p>3～4 【省略】</p> <p>1-1-28～1-1-31 【省略】</p> <p>1-1-32 工事中の安全管理 1～8 【省略】 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、工事種別、発注者名、<u>受注者名</u>及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p>	<p>再生資源利用計画についての項目を新設</p> <p>再生資源利用計画についての項目を新設</p> <p>番号の修正</p> <p>項目の新設</p> <p>項目の新設</p> <p>番号の修正</p> <p>字句修正 字句追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>なお、木製の標示板については、1-1-36環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>10～19【省略】</p> <p>1-1-32～1-1-35 【 省 略 】</p> <p>1-1-36 環境対策 1～3【省略】 4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物 （1）～（2）【省略】 （3）<u>受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。</u> （4）【省略】 5～6【省略】 7 <u>受注者は、省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u></p> <p>1-1-37 【 省 略 】</p> <p>1-1-38 交通安全管理 1～4【省略】 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>場所等の案内標識、工事中の標識等</u>の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 <u>なお、木製の標識については合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>6～9【省略】 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可<u>または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答</u>を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>10～19【省略】</p> <p>1-1-32～1-1-35 【 省 略 】</p> <p>1-1-36 環境対策 1～3【省略】 4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物 （1）～（2）【省略】 <u>【新設】</u></p> <p>（3）【省略】 5～6【省略】 <u>【新設】</u></p> <p>1-1-37 【 省 略 】</p> <p>1-1-38 交通安全管理 1～4【省略】 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6～9【省略】 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p></p> <p style="text-align: center;">項目の新設</p> <p style="text-align: center;">番号の修正</p> <p style="text-align: center;">項目の新設</p> <p></p> <p style="text-align: center;">字句追加</p> <p></p> <p style="text-align: center;">字句追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>ならない。</p> <p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1)～(72) 【省略】</p> <p><u>(73) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年 法律第 191号)</u></p> <p><u>(74) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年 法律第 75号)</u></p> <p><u>(75) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年 法律第 88号)</u></p> <p><u>(76) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年 法律第 78号)</u></p> <p><u>(77) エコツアーリズム推進法 (平成19年 法律第 105号)</u></p> <p><u>(78) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年 法律第 48号)</u></p> <p><u>(79) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年 法律第 37号)</u></p> <p>2～3 【省略】</p> <p>1-1-40～1-1-49 【 省 略 】</p> <p>1-1-50 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>1-1-51 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所管労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、知事に届出を行わなければならない。</p> <p>1-1-52 個人情報の保護 【省略】</p> <p>1-1-53 電子納品 【省略】</p>	<p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1)～(72) 【省略】</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>2～3 【省略】</p> <p>1-1-40～1-1-49 【 省 略 】</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>1-1-50 個人情報の保護 【省略】</p> <p>1-1-51 電子納品 【省略】</p>	<p>法令の追加 法令の追加</p> <p>法令の追加</p> <p>法令の追加</p> <p>法令の追加 法令の追加</p> <p>法令の追加</p> <p>項目の新設</p> <p>項目の新設</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>1-1-54 地場製品の優先使用 【省略】</p> <p>1-1-55 県内企業の優先選定等 【省略】</p> <p>1-1-56 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 ～ 第13節 【 省 略 】</p>	<p>1-1-52 地場製品の優先使用 【省略】</p> <p>1-1-53 県内企業の優先選定等 【省略】</p> <p>1-1-54 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第1節 ～ 第13節 【 省 略 】</p>	<p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3 コンクリート打込み (1) 【省略】 (2) 受注者は、コンクリートの温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃以下とする。</p> <p>(3)～(4) 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p>1-10-2～1-10-3 【省略】</p> <p>1-10-4 海水の作用を受けるコンクリート 1 【省略】 2 受注者は、本章1-7-12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打設目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>1-10-5～1-10-6 【省略】</p> <p>第11節 ～ 第21節 【省略】</p> <p>第2章 ～ 第10章 【省略】</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 【省略】</p> <p>第6節 堤体工 11-6-1 コンクリート材料 1～2 【省略】</p>	<p>3 コンクリート打込み (1) 【省略】 (2) 受注者は、コンクリートの温度について、打込み時35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p> <p>(3)～(4) 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p>1-10-2～1-10-3 【省略】</p> <p>1-10-4 海水の作用を受けるコンクリート 1 【省略】 2 受注者は、本章1-7-12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>1-10-5～1-10-6 【省略】</p> <p>第11節 ～ 第21節 【省略】</p> <p>第2章 ～ 第10章 【省略】</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 【省略】</p> <p>第6節 堤体工 11-6-1 コンクリート材料 1～2 【省略】</p>	<p>コンクリート打込み温度の上限を記載</p> <p>単位の変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3 材料の計量 (1) 【省略】 (2) 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、第2編第1章表1-7-1に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよい。 (3)～(4) 【省略】 4 【省略】</p> <p style="text-align: center;">11-6-2～11-6-8 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第12章 ～ 第19章 【 省 略 】</p>	<p>3 材料の計量 (1) 【省略】 (2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。 (3)～(4) 【省略】 4 【省略】</p> <p style="text-align: center;">11-6-2～11-6-8 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第12章 ～ 第19章 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 鉄筋・無筋コンクリート</p> <p>第1節 適用 2-1-1～2-1-2 【 省 略 】</p> <p>2-1-3 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書 [2023年制定]（施工編）」（土木学会 2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 現場練りコンクリート 2-4-1～2-4-3 【 省 略 】</p> <p>2-4-4 材料の計量及び練混ぜ 1 【省略】 2 材料の計量 (1)～(4) 【省略】 (5)受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 鉄筋・無筋コンクリート</p> <p>第1節 適用 2-1-1～2-1-2 【 省 略 】</p> <p>2-1-3 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会 平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 現場練りコンクリート 2-4-1～2-4-3 【 省 略 】</p> <p>2-4-4 材料の計量及び練混ぜ 1 【省略】 2 材料の計量 (1)～(4) 【省略】 (5)受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p>	<p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考																																																																
<p>表2-4-4 計量値の許容誤差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">材料の種類</th> <th style="width: 50%;">計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容値の最大値は、1 (%) とする。</p> <p>(6) 受注者は、各材料の計量にあたっては、<u>1練り</u>分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表2-4-4に示した許容値内である場合には、<u>体積</u>で計量してもよいものとする。</p> <p>なお、<u>1練り分</u>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>第5節 運搬・打設 2-5-1～2-5-8 【 省 略 】</p> <p>2-5-9 養生</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 湿潤状態の保持</p> <p>受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする</u>。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表2-5-9を<u>目安</u>とする。</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>表 2-5-9 コンクリートの湿潤標準養生期間の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中庸熟ポルトランドセメント</th> <th>低熟ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td><u>8日</u></td> <td><u>10日</u></td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td><u>9日</u></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td><u>12日</u></td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨 材	3	混和材	2※	混和剤	3	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熟ポルトランドセメント	低熟ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	<u>8日</u>	<u>10日</u>	10℃以上	7日	9日	4日	<u>9日</u>	※	5℃以上	9日	12日	5日	<u>12日</u>	※	<p>表2-4-4 計量値の許容誤差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">材料の種類</th> <th style="width: 50%;">最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の<u>場合</u>は、1 (%) 以内</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、<u>バッチ</u>分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表2-4-4に示した容積差内である場合、<u>容量</u>で計量してもよいものとする。</p> <p>なお、<u>バッチ</u>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>第5節 運搬・打設 2-5-1～2-5-8 【 省 略 】</p> <p>2-5-9 養生</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 湿潤状態の保持</p> <p>受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて<u>適切に定めなければならない</u>。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表2-5-9を<u>標準</u>とする。</p> <p><u>なお、中庸熟ポルトランドセメントや低熟ポルトランドセメント等の表2-5-9 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>表 2-5-9 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨 材	3	混和材	2※	混和剤	3	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句追加</p> <p>セメントの種類を追加</p>
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																																	
水	1																																																																	
セメント	1																																																																	
骨 材	3																																																																	
混和材	2※																																																																	
混和剤	3																																																																	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熟ポルトランドセメント	低熟ポルトランドセメント																																																													
15℃以上	5日	7日	3日	<u>8日</u>	<u>10日</u>																																																													
10℃以上	7日	9日	4日	<u>9日</u>	※																																																													
5℃以上	9日	12日	5日	<u>12日</u>	※																																																													
材料の種類	最大値 (%)																																																																	
水	1																																																																	
セメント	1																																																																	
骨 材	3																																																																	
混和材	2※																																																																	
混和剤	3																																																																	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																															
15℃以上	5日	7日	3日																																																															
10℃以上	7日	9日	4日																																																															
5℃以上	9日	12日	5日																																																															

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 [注] 寒中コンクリートの場合は、第9節 寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 3～4 【省略】</p> <p>第6節 鉄筋工 2-6-1～2-6-2 【省略】</p> <p>2-6-3 加工 1～2 【省略】 3 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）<u>[2023年制定]</u> 本編 第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 <u>2023年</u>3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4～5 【省略】</p> <p>2-6-4～2-6-6 【省略】</p> <p>第7節 【省略】</p> <p>第8節 暑中コンクリート 2-8-1 【省略】</p> <p>2-8-2 施工 1～2 【省略】 3 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、<u>所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</u> 4～6 【省略】</p> <p>2-8-3 【省略】</p>	<p><u>【新設】</u> [注] 寒中コンクリートの場合は、第9節 寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 3～4 【省略】</p> <p>第6節 鉄筋工 2-6-1～2-6-2 【省略】</p> <p>2-6-3 加工 1～2 【省略】 3 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） 本編 第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 <u>平成30年</u>3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4～5 【省略】</p> <p>2-6-4～2-6-6 【省略】</p> <p>第7節 【省略】</p> <p>第8節 暑中コンクリート 2-8-1 【省略】</p> <p>2-8-2 施工 1～2 【省略】 3 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度は、<u>35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u> 4～6 【省略】</p> <p>2-8-3 【省略】</p>	<p>字句修正</p> <p>コンクリート打設時の温度について修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>8 【省略】</p> <p>9 トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由<u>に移動</u>できる大きさとし、打設中は、<u>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、</u>水平移動してはならない。 (2)～(4) 【省略】</p> <p>10～11 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第12節 ～ 第14節 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2部 ～ 第3部 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第4部 林 道</p> <p style="text-align: center;">第1章 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗 装</p> <p>第1節 ～ 第3節 【省略】</p> <p>第4節 舗装工 2-4-1～2-4-7 【省略】</p> <p style="color: red;">2-4-8 鉄鋼スラグ路盤工</p>	<p>8 【省略】</p> <p>9 トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由<u>落下</u>できる大きさとし、打設中は<u>常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを</u>水平移動してはならない。 (2)～(4) 【省略】</p> <p>10～11 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第12節 ～ 第14節 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2部 ～ 第3部 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第4部 林 道</p> <p style="text-align: center;">第1章 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗 装</p> <p>第1節 ～ 第3節 【省略】</p> <p>第4節 舗装工 2-4-1～2-4-7 【省略】</p> <p style="color: red;">【新設】</p>	<p>字句修正</p> <p style="text-align: right;">項目を追加</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="color: red; font-size: small;">受注者は、混合スラグ材（鉄鋼スラグと高炉水砕スラグを混合した路盤材）を用いた路盤工を施工する場合は、設計図書によるほか、それぞれの製品及び資材等の特徴に応じ、施工しなければならない。</p> <p>第5節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第3章 ～ 第10章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5部 自然公園工</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 総 則（工事着手に際し） 1-1-1 はじめに</p> <p style="font-size: small;">自然公園等の施設整備は、<u>優れた自然の風景地で行われるものであり、</u>自然環境や景観に対するきめ細かい配慮をしなければならない。特に、施設整備がその土地の自然環境や景観に重大な影響を与えることのないよう、あらかじめ限度を検討する必要がある。</p> <p style="font-size: small;">工事材料の準備に当たっては、再生資源の活用を図るとともに、工事の施工等による<u>周辺環境の生態系を攪乱や、公園利用者等の利用の阻害を避けるよう十分に</u>配慮しなければならない。また、材料の運搬方法、作業ヤードの場所や面積、工事終了後の後片付け等関連する事柄についても、環境への影響を最小に抑えるよう配慮しなければならない。</p> <p>1-1-2 自然公園等の施設整備</p> <p>1 公園計画等の確認</p> <p style="font-size: small;">自然公園等の施設整備は、公園計画に基づいて実施される。<u>したがって、</u>利用計画に記載された整備方針だけでなく、保護計画で指定されている地種区分、管理計画に記されている整備方針等の関連事項等も含めて、それらの</p>	<p>第5節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第3章 ～ 第10章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5部 自然公園工</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 総 則（工事着手に際し） 1-1-1 はじめに</p> <p style="font-size: small;">自然公園等の施設整備に<u>たづさわる者は、永久的な施設の設置から一時的な軽易な行為に至るまで、</u>自然環境や景観に対するきめ細かい配慮をしなければならない。特に、施設整備がその土地の自然環境や景観に重大な影響を与えることのないよう、あらかじめ限度を検討する必要がある。</p> <p style="font-size: small;">工事材料の準備に当たっては、再生資源の活用を図るとともに、工事の施工等によ<u>って</u>周辺環境の生態系を攪乱<u>したり、公園利用者等の正常な利用等を阻害しないよう、それらの防止</u>に配慮しなければならない。また、本来の工事の他、材料の運搬方法、作業ヤードの場所や面積、工事終了後の後片付け等関連する事柄についても、環境への影響を最小に抑えるよう配慮しなければならない。</p> <p>1-1-2 自然公園等の施設整備</p> <p>1 公園計画等の確認</p> <p style="font-size: small;">自然公園等の施設整備は、すべて公園計画に基づいて実施される。<u>従って、</u>利用計画に記載された整備方針だけでなく、保護計画で指定されている地種区分、管理計画に記されている整備方針等の関連事項等も含めて、それらの</p>	<p></p> <p style="color: red; font-size: small;">字句修正</p> <p></p> <p style="color: red; font-size: small;">字句修正</p>

